

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-5-9
許認可等の種類	商工組合の定款の変更の認可			
根拠法令条例等・条項	中小企業団体の組織に関する法律第47条第2項			
許認可等の概要	商工組合の定款の変更の認可			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○中小企業団体の組織に関する法律第42条第2項(設立と同様)</p> <p>1(1)組合員たる資格を有する者の2分の1以上が組合員となっていること。</p> <p>(2)中小企業者以外の者が加入することができる商工組合は、全国における事業活動の相当部分が中小企業者によって行われている事業を資格事業とするものであり、その地区内における組合員たる資格を有する者の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、総組合員の3分の2以上が中小企業者であること。</p> <p>2 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反していないこと。</p> <p>3 地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行うのに適当であること。</p> <p>4 中小企業団体の組織に関する法律第17条第2項(第33条において準用する場合を含む。)の事業を行う組合にあつては、その事業を行うために必要な経営的基礎を有すること。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね20日間			
期間の制定根拠	認可申請書を審査するのに必要な期間			